かどま子育て支援まっぷ協働発行事業者募集要領

門真市の子育てに関する様々な情報を、子育て世帯に分かりやすく、また利用しやすいよう、まとめて掲載した「かどま子育て支援まっぷ」を発行するにあたり、協働発行事業者を１社選定するための公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和８年11月６日

１　事業の趣旨・目的

門真市の子育てに関する様々な情報を、子育て世帯に分かりやすく、また利用しやすいよう、まとめて掲載した「かどま子育て支援まっぷ」を発行することを目的とする。

２　業務概要

⑴　委託名　かどま子育て支援まっぷ協働発行事業

⑵　委託内容　別紙「かどま子育て支援まっぷ協働発行事業仕様書」のとおり

⑶　委託期間　締結の日から令和12年３月31日まで

⑷　実施場所　門真市こども家庭センターが指定する場所

⑸　費用負担　かどま子育て支援まっぷの編集、発行に要する一切の費用は、協働発行者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

３　参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

⑴　地方自治法施行令第167条の４（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。

⑵　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとさ

れる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

⑷　門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月６日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

⑸　門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年４月１日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

⑹　平成26年４月１日から申請締切日までに国若しくは地方公共団体と同種業務の契約を締結し、誠実に履行した実績があること。

⑺　その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不適当と認められる者でないこと。

⑻　本市の令和８年度の一般委託・物品等の入札参加資格者として「７　その他業務等の（ｉ）のホームページ作成・広告代理」に登録していること。

４　参加手続

⑴　募集要領等の配布

募集要領等は本市ホームページ（https://www.city.kadoma.osaka.jp/）市政情報の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和８年11月６日（金）から令和８年12月４日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前９時から午後５時30分まで（正午から午後０時45分までを除く。）

イ　交付場所

門真市中町１番19号　門真市役所　新別館３階

門真市こども部　こども家庭センター

⑵　募集要領等に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問書を使用して、電子メールにて質問すること。また、電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をすること。

ア　期間

令和８年11月６日（金）から令和８年11月20日（金）の午後５時30分まで。

ただし、送信後の電話確認については、午前９時から午後５時30分まで（土曜日、日曜日を除く）に行うこと。

イ　問合せ先

門真市中町１番19号　門真市役所　新別館３階

こども部　こども家庭センター

担当：松田・迫田・西尾

電　話：06（6902）1231(代表)（内線：6726）

06（6902）6148(直通)

ＦＡＸ：06（6902）0656

E-mail：jido@city.kadoma.osaka.jp

ウ　質問に対する回答

質問に対する回答は、令和８年11月27日（金）に本市ホームページ（https://www.city.kadoma.osaka.jp/）に掲載します。ただし、質問が無い場合は掲載しません。

⑶　提出方法等

ア　提出期間　令和８年11月６日（金）から令和８年12月４日（金）（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日を除く。）の午前９時から午後５時30分まで（正午から午後０時45分までを除く。）までとする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。提出期間以外に提出された提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。

イ　提出先及び提出方法

４(2)イと同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ　提出書類

(ｱ)　参加申込書（様式１）

(ｲ)　誓約書（門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱様式第１号）

5　企画提案書の提出

⑴　提出期間

令和８年11月６日（金）から令和８年12月４日（金）（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日を除く。）の午前９時から午後５時30分まで（正午から午後０時45分までを除く。）までとする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。なお、企画提案書を提出した後で辞退する場合は、取下書（様式第６号）を提出すること。

⑵　提出先及び提出方法

４(2)イと同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）

⑶　提出資料

提案書（様式第５号）に企画提案書を添付する（提案書はＡ４判とし、枚数は自由とする（図面等についてはＡ３判として折り込むことは可)。

⑷　提出部数

７部（正本１部、副本６部）

⑸　提案事項

別紙「かどま子育て支援まっぷ協働発行事業企画提案書作成要領」を参照すること。

6　参加資格確認結果通知の交付

提出書類に基づき審査した結果、参加資格要件を満たすと認めた者をプレゼンテーション選定の対象者とし、令和８年12月11日（金）までに結果通知書を電子メールにて通知する。

なお、通知を受けてからプレゼンテーション審査日までに参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は参加できない。

7　評価方法等

⑴　評価基準

別紙「かどま子育て支援まっぷ協働発行事業業務委託プロポーザル評価基準」のとおり

⑵　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。開催日時、場所については、別途通知する。

ア　審査方法

ⅰ　プレゼンテーションによる質疑応答

ⅱ　所定時間はプレゼンテーション20分、質疑応答20分程度とする。

ⅲ　説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする

イ　注意事項

ⅰ　プロジェクター、スクリーン及びポインターは市で準備する。ただし、パソコンは各事業者で準備すること。

ⅱ　プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできないものとする。

ⅲ　参加人数は、１提案者４名までとする。

ⅳ　プレゼンテーション当日に新たな説明資料を追加することはできないものとする。

ⅴ　指定の時間に正当な理由なく不参、遅延した場合には、審査対象から除外する。

ⅵ　指定した日時の変更はできないものとする。

⑶　評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

⑷　候補者の選定方法

ア　失格者を除いた者の内、⑴評価基準の総合点が最も高い者を、受注候補者として選定する。

イ　最高点の者が複数の場合は、次の順位で優位に評価するものとする。

① 評価項目「企画提案」における「内容」の得点が高い者

② 評価項目「企画提案」における「独自提案」の得点が高い者

ウ　ア、イにかかわらず、総合点が６割未満の場合は、受注候補者として選定しない。

⑸　失格となる受託候補者

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ　記名又は押印を要する書類にあっては記名及び押印を欠いた書類を提出した場合

キ　参加資格を満たしていない場合

ク　参加期日までに所定の書類が整わなかった場合

ケ　「提案書等」の提出関係書類を複数案提出した場合

コ　提出期限を過ぎて必要書類及び提出資料が提出された場合

サ　事業者募集中、選定中及び契約締結までに応募資格を満たさなくなった場合

シ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8　選定結果の通知・公表

受注候補者選定後、受注候補者に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後すみやかに、下記項目において本市ホームページの「入札・契約情報」にて次の内容を公表する。

⑴　受注候補者及び次点候補者名の総合点

⑵　会議録

9　契約手続

⑴　受注候補者と門真市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、協議書を締結する。

⑵　契約の締結に際しては、契約金額の100分の５以上の契約保証金を納めること。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

⑶　契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ（https://www.city.kadoma.osaka.jp/）で閲覧することができる。

⑷　受注候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とすることができる。

10　プロポーザルの延期又は中止

⑴　次のアからエまでのいずれかに該当する場合は､本プロポーザルを中止します。

ア　参加申込受付締切りの結果、参加申請者が１に満たない場合

イ　参加資格の事前審査の結果、参加を認めた者の数が１に満たない場合

ウ　審査の結果、受注候補者となるべき者がいなかった場合

エ　天災等、特別の事情がある場合

⑵　天災等、その他特別の事情がある場合は各期日を延期することがあります。

11　その他

⑴　参加申込書の提出後に取下する場合は、取下書（様式第６号）により届け出るものとする。

⑵　企画提案書及び価格提案書については、１者につき１提案に限る。

⑶　参加申込書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

⑷　参加申込書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

⑸　プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。

⑹　提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないこととする。

⑺　応募書類の審査内容に関する質問及び異議申し立てには、一切応じない。

⑻　公文書開示請求があった場合は、提出書類を門真市情報公開条例に基づき公開をすることができるものとする。

⑼　提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

⑽　書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位とする。

⑾　参加申込書の提出後、契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は、必要な措置を講じるものとする。

スケジュール　※スケジュールは変更になる場合があります。		
令和８年	11月６日(金)	募集・質問の受付開始
	11月20日(金)	質問受付の締切り
	11月27日(金)	質問回答の公表
	12月４日(金)	応募申込みの締切り
	12月４日(金)	企画提案書提出の締切り
	12月11日(金)	参加資格確認結果通知
	12月23日(水)	プレゼンテーション質疑応答
	12月25日(金)	選定結果公表
令和９年	１月上旬(予定)	協定書の締結

12　問合せ先

４(2)イと同じ。